

法人かまた 第441号 平成24年7月1日発行（毎月1回1日発行）平成4年12月11日第三種郵便物認可

法人かまた

2012.
07

THE MONTHLY KAMATA NEWS No.441



森ヶ崎から見たスカイツリー／スケッチ 山下雄平

<http://www.tohoren.or.jp/kamata>

CONTENTS

- 法人会コーナー 1~4
 - ◆ 第1回通常総会開催
 - ◆ 平成23年度事業報告
 - ◆ 平成23年度収支計算書
 - ◆ 青年部会女性部会合同報告会開催
 - ◆ 社会保険講座開催
- ホームページリニューアルのお知らせ 5
- 税務ニュース 6
- 都税だより 7
- 経営時評 / 疋田文明 8
- Take Five / 宮下裕行 9
- リーダーシップの心得 10
- 私のすすめる店 / 読者のひろば 11
- デスクサイド / 新入会員紹介 12

7月の予定

行事関係

- 7月2日(月) 14:00~
 - 健康セミナー 大田区産業プラザ6F
- 7月20日(金) 15:00~
 - LEDセミナー 法人会館6F
- 7月24日(火) 15:00~
 - サマー税ミナール&山崎直子講演会 大田区産業プラザ2F
- 7月26日(木) 14:00~
 - パソコン講習会① 法人会館4F
- 7月27日(金) 14:00~
 - パソコン講習会② 法人会館4F

会議関係

- 7月18日(水) 16:30~
 - 青年部会役員会 法人会館6F
- 7月23日(月) 16:00~
 - 広報委員会 法人会館6F



表紙スケッチについて

東京に新しいシンボルが誕生しました。高さ634メートルの東京スカイツリーです。

蒲田付近からは高層マンションに住んでいる方以外は、目にすることが出来ないと思います。

私は偶然に、森ヶ崎の某病院の廊下の窓からスカイツリーの雄姿を発見。首都高速と昭和島の向こうにそれはありました。

直ちに、小さなスケッチブックに走り書き。今回はそれをもとに描いたので、いつもと雰囲気が違い自分自身戸惑っています。



挨拶をする渡邊会長と井野署長



四月一日より公益社団法人に移行しての第一回通常総会が、五月二十四日（木）浜松町「インターコンチネンタル東京ベイ」において開催された。

まず開会に先立ち、法人会活動にご尽力頂いた物故者の方々に黙祷が捧げられた。

第一部の通常総会は山本事務局長の司会で、会員総数三、七



第1回 通常総会 開催

新たにスタート 公益社団法人へ移行し

○六社の内、出席二、〇七八社（委任状一、九一七社を含む）で定款第16条により本総会が成立したことが報告された。

醍醐副会長の開会の辞に続き、渡邊会長より「今日は蒲田法人会が公益社団法人となつての第一回目の総会であります。多数の皆様のご出席ありがとうございます。

平成二十四年度は公益目的に沿つた新しい法人会作りを推進する年です。活動の柱はもちろん税に関する事業です。そして重要なところとして、研修会、各支部事業、社会貢献等を更に活性化させ、公益法人としての価値ある活動を展開してまいりたいです」と挨拶。

続いて退任理事並びに支部事業貢献者に対し感謝状が贈呈され、渡邊会長から表彰者を代表して仲六郷4丁目支部湯沢靖氏に贈呈された。

その後、渡邊会長が議長となり、

【報告事項】
平成二十三年度事業報告

【議事】
・第一号議案
平成二十三年度決算書類承認の件

・第二号議案
役員補充選任の件

【報告事項】

平成二十四年度事業計画
平成二十四年度収支予算
の順に報告並びに議事は進行し、提出された議案については原案通り可決承認された。

その後、蒲田税務署井野署長、大田都税事務所井出副所長、蒲田税務六団体を代表して蒲田間税会荻野会長より祝辞が述べられ、第一回通常総会は滞りなく終了した。

第二部の特別講演（一般にもホームページによる案内公開）



講師の作家・歴史研究家 井沢元彦氏



は伴副会長の司会により開始。作家・歴史研究家の井沢元彦氏を講師に、「歴史に学ぶ日本の将来」の演題でご講演いただいた。

「逆説の日本史」に代表される独自の世界を開拓されている井沢氏は、歴史の真相を論理的に分かりやすく解明し、「歴史を学ぶことは、これからを知ること」と、現代日本の社会問題を興味深い歴史上の例えを上げながら熱く語っていただいた。

第三部の公益社団法人設立記念パーティーは深尾副会長の司会で開始。東京湾を行き交う船や、レインボーブリッジの夜景を眺めながら和やかな親睦の輪が広がる中、酒匂副会長の中締めで滞りなく終了した。



平成23年度
事業報告書

昨年三月十一日に発生した東日本大震災は、大津波と原発事故を伴う大きな被害を日本にもたらした。また、世界規模の自然災害や金融危機は、経済の危機へと広がり、混乱を深め、少子高齢化や財政悪化など、我が国の抱える複合的な構造問題も絡み、地域経済も改善の兆しが見えない一年であった。

こういった中、本会は第三十七回通常総会で公益認定移行申請を決議し、十一月十八日に東京都に対し公益認定を申請した。数回にわたる質疑応答を経て、公益認定審議会において審議され、十二月二十七日に公益認定の答申があり、三月二十一日に東京都知事より認定書の交付を受けた。四月一日付で移転登記をし、平成二十四年度より「公益社団法人蒲田法人会」としてスタートを切ることとなった。

なお平成二十三年度は、組織

の拡大、事業内容の充実を務め、税制等に対する要望活動、社会貢献活動等法人会の社会的公益性を高めるべく次のとおり実施した。

1・組織の強化・充実

平成二十三年度の会員増強運動は、明るさが見えてこない経済環境の中、本部・支部並びに厚生制度受託会社の協力により八〇社の新規会員の獲得をしたが、年間二九二社の退会があり、差引き二二二社の減少となった。退会のうち管外転出、休廃業、所在不明等の法人が一〇九社あり、長引く経済不況の中での難しい増強であった。

2・会議

公益法人としての理念・社会的使命を会活動に円滑に反映させるため、本部の諸会議、各委員会、各支部会合、及び各都部役員会を積極的に開催した。また、税務関係諸団体並びに東京法人会連合会、東法連第3ブロックの各法人会等と緊密な連携を保ち運営の衝にあたった。

3・研修関係

税務知識の向上、自計主義の推進、企業経営の健全な発展を図るため、各種の研修会、説明会、講演会等を本部並びに各支

部において実施した。また、署の講師による特別ブロック単位の税務研修会等を実施した。一方、「電子申告納税」の一層の普及推進を図るため、署並びに都税務事務所の担当官を講師に受講者一人一人がパソコンを使用して実務講習会を開催すると共に、税理士の代理送信による会員の利用率向上に努めた。

4・税制改正関係

本年度は、神奈川県で税制改正要望全国大会が開催され、この大会において法人税制、個人所得税制、相続税制、贈与税制、事業承継税制、消費税制、地方税制を柱とする税制改正要望が満場一致で採択された。これらの内容を要望書として地元国会議員等に対し、個別に手渡しし陳情する等積極的な活動を展開した。

5・広報関係

「法人かまた」、全法連四季報「ほうじん」を配布した。また、ホームページを通じて、税制関連の研修会をはじめ各種講習会の案内、税制の動き等を広く一般にも周知した。

6・厚生関係

会員の福利厚生事業として、会員間の親睦を目的とした事業

を開催した。また、財政基盤の確立を期して、経営者大型保障制度をはじめとする各種共済制度の加入促進、全国儀式サービス制度の普及推進、成人病予防健康診断の受診普及、福利厚生制度優待利用等の一層の普及に努めた。

7・社会貢献活動関係

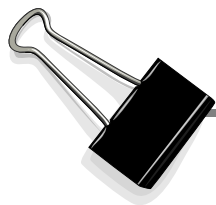
会員並びに地域住民を対象に特別公演会、チャリティ寄席を開催し、収益金を大田区を経由し東日本大震災の被災地へ義援金として寄贈した。また全法連の「法人会ワンコイン（500円）募金運動」に参加し、被災した法人会の復旧・復興のため募金活動を行った。

税を考える週間では、蒲田税務六団体と共催でJR蒲田駅西口・東口において税の街頭広報活動を行った。

【平成23年度 会員動向】

- ◆ 入会 80社
- ◆ 退会 292社 (231社減)
- 内訳： ◇ 転出 21社
- ◇ 休・廃業 68社
- ◇ 所在不明 20社
- ◇ その他 183社

	平成23年3月末	平成24年3月末
会員数	3,918社	3,706社
稼働法人数	9,214社	8,812社
加入率	42.5%	42.1%



感謝状受表彰者

退任理事	支部名	氏名	法人名
	西蒲田1丁目	松本 隆	京浜電機(株)
萩中3丁目	野村 和史	(株)南武	
専務理事	山本 信子	公益社団法人蒲田法人会(併任解除)	
支部役員	中央 2	橋本 孝明	(株)橋本商事えちごや
	蒲田3丁目	大高 三明	宝興産(株)
	中央南 2	加藤 義治	(有)東宝電設興業
	東蒲 1	大森 昭彦	(有)大森建板工業
	南蒲 1	平田 眞浩	(株)巴商会
	西蒲田 1	山川 直彦	(資)山川商店
	西蒲田4丁目	屋代 典明	ヒロサイエンス(株)
	西蒲田8丁目	原田 仁	(株)くらしの友
	西口商店街	竹内 俊之	(株)システムロック
	東六郷2丁目	小林 秀行	(株)上州屋商店
	西六郷1丁目	降旗 弘功	(有)マルイ
	南六郷2丁目	高橋 與一	(有)高橋工業

支部名	氏名	法人名
仲六郷4丁目	湯沢 靖	(株)湯沢工務店
東糀谷 2	布川 加子	三喜屋畜産商事(株)
東糀谷 4	石子 吉雄	(株)ケイエスアイ
西糀谷 1	船山 賢司	(有)フナヤマデンキ
西糀谷 2	小林 義明	(有)三富製作所
北糀谷	鈴木利一郎	(有)鈴木溶接工業所
下丸子 4	平本 叔之	プレジジョンファクトリー(株)
矢口 1	鈴木 敬一	(株)ベルハウジング
羽田旭町	松井 昭憲	(株)荏原製作所

(敬称略)

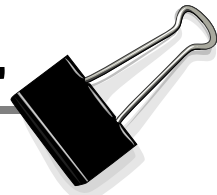
役員補充選任の件

理事 (萩中3丁目支部長)	久保田 順 (野村和史 退任)
------------------	--------------------

平成23年度収支計算書 (自 平成23年4月1日/至 平成24年3月31日)

科目		予算額	決算額	差異
事業活動収支の部	1. 事業活動収入			
	①基本財産運用収入	500,000	533,000	△33,000
	②受取会費収入	46,264,000	48,314,500	△2,050,500
	③事業収入	13,850,000	13,748,405	101,595
	④補助金収入	15,504,000	15,834,300	△330,300
	⑤受取負担金収入	6,622,000	5,405,815	1,216,185
	⑥雑収入	1,260,000	7,058,512	△5,798,512
	事業活動収入計	84,000,000	90,894,532	△6,894,532
	2. 事業活動支出			
	①公益目的事業	61,038,100	59,537,777	1,500,323
②収益事業等	28,090,250	21,763,399	6,326,851	
③管理費	11,364,650	9,076,436	2,288,214	
事業活動支出計	100,493,000	90,377,612	10,115,388	
事業活動収支差額	△16,493,000	516,920	△17,009,920	
投資活動収支の部	1. 投資活動収入計	88,670,000	109,981,617	△21,311,617
	2. 投資活動支出計	89,670,000	111,710,855	△22,040,855
	投資活動収支差額	△1,000,000	△1,729,238	729,238
当期収支差額		△19,289,429	△1,212,318	△18,077,111
前期繰越収支差額		22,634,537	22,634,537	0
次期繰越収支差額		3,345,108	21,422,219	△18,077,111

(単位:円)



青年部会女性部会合同報告会開催

街づくり、人づくり、自分おこし

五月十一日（金）プラザ・アピアにおいて青年部会女性部会合同報告会が開催されました。

当日は、青年部会川合副部会長の司会で、本年度から両部会の合同での開催となり、また四月より本会が公益社団法人に移行したことによって、従来の総会から報告会の形へ変更となったことが報告されました。

第一部の報告会は青年部会小田川部会長の挨拶の後、青年部会平成二十三年度事業・収支決算報告並びに平成二十四年度事業計画・予算が報告されました。続いて女性部会村岡部会長が挨拶し、同じく女性部会平成二

十三年度事業・収支決算報告並びに平成二十四年度事業計画・予算が報告されました。

報告会終了後、来賓の渡邊会長、蒲田税務署井野署長よりご祝辞を頂き、初めての合同報告会が無事終了致しました。

第二部の特別講演は、講師に日経「ウーマン・オブ・ザ・イヤー」にも選ばれたセーラ・マリ・カミングスさんをお招きして「街づくり、人づくり、自分おこし」と題してご講演頂きました。



小田川青年部会会長



村岡女性部会会長

より交換留学生として来日後、長野県小布施町で酒蔵を改造レストランにプロデュースする等の街おこしのスペシャリスト。常に前進前進



講師 セーラ・マリ・カミングスさん

のポリシーで、好きな日本語は「なぜ成る...」、関西弁で言えば「なげたらあかん！」とのこと。「人がいないなら育てればいい、出来ないなら出来る様になる方法を見つけたい」と明るく元気いっぱいのお話でした。

第三部の懇親会は、和やかな歓談と利き酒ゲームで盛り上がる中、本部佐藤副会長の中締めで閉会となりました。

セーラさんの前向きな考え、ユーモアたっぷりにとても元気

を頂いた一日でした。

〈女性部会 副部会長

増田和子 記〉

社会保険講座開催

五月三十日（水）、法人会館四階研修室において特定社会保険労務士の伊原毅氏を講師に社会保険講座が開催されました。

雇用保険料率の変更、社会保険算定、月変届けを中心に社会保険・労災保険の基礎等を含めて判り易く、また注意する点等説明していただいた。参加者は三十名。



お 知 ら せ

蒲田法人会のホームページが リニューアルしました

この度ホームページ全体のサービス向上として見やすく、使いやすく、そして分かりやすくを目指して、全面的な構成デザインの変更を行いました。

研修会、講演会やイベント情報など最新情報を随時ご案内してまいります。

新しくなった当会ホームページをご利用ください。

【主な変更点】

- トップページのデザインと構成の刷新
- 各サイトへの入口を分かりやすくして、誰もが情報を得やすいようにデザイン変更を致しました。
- リンク項目を充実しました。

URLが変更となりました。

<http://www.tohoren.or.jp/kamata/>

公益社団法人
蒲田法人会

よき経営者をめざすものの団体として、
納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献しています。

HOME | 月間行事予定 | 法人会行事情報 | 会員企業PR情報 | 東京法人会連合会 | 全国の法人会

事業・セミナー

- ▶ 月間行事予定
- ▶ 法人会行事情報
- ▶ 決算法人説明会
- ▶ 新設法人説明会
- ▶ 掲示板(行事案内)

当会のご案内

- ▶ 蒲田法人会とは
- ▶ 情報公開
- ▶ 会員企業PR情報

入会のメリット | 入会案内 | アクセス

◇お知らせ

- ▶ ホームページをリニューアルしました。(2012/06/12) **NEW**

情報誌 法人かまた

法 人 か ま た 06
IN THE MONTHLY KAMATA NEWS No.44

バックナンバー

関連バナー

DJIDO 大同生命

AIU 保険 CHARTIS

社会経済情報

毎週火曜日に更新される
東法連提供の社会経済情報です。

※更新されますので画面は上記と異なります。



税 務 ニ ュ ー ス

「適用額明細書」の提出について

租税特別措置に関し、適用の実態を把握するための調査及びその結果の国会への報告等の措置を定めることにより、適用の状況の透明化を図るとともに、適宜、適切な見直しを推進し、もって国民が納得できる公平で透明性の高い税制の確立に寄与することを目的として「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」が制定されました。

これに伴い、平成 28 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から、法人税関係特別措置を適用する場合には、その法人が提出する法人税申告書に「適用額明細書」を添付することが必要となりました。

◎「法人税関係特別措置」とは、例えば、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額又は所得の金額を減少させるものをいいます。

○法人税申告書 別表 1 の記載

平成 年 月 日 税務署長取	事務種別	青色申告 一連番号
納税地 〒 () - () - ()	事務種別 申告書の種別	申告書種別 申告年度
法人名	国庫区分	税上金額
代表者 自任	税務区分	申告年月日
代表者 住所	適用額明細書の提出の有無	適用額明細書の提出年月日

平成 年 月 日 事業年度分の 申告書

適用額明細書の提出の有無 ()

- ① 法人税関係特別措置を適用する場合 ⇒ 「有」に○をしてください。
※適用額明細書を申告書に添付して提出してください (とじ込まないでください)。
- ② 法人税関係特別措置を適用しない場合 ⇒ 「無」に○をしてください。
※適用しない場合は、適用額明細書の提出は必要ありません。

☆「適用額明細書」の記載方法につきましては、「国税庁ホームページ」→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「適用額明細書の手引」をご覧ください。

申告も納税も e-Tax で!

詳しくは

— 都税についてのお知らせ —

耐震化のための建替え又は改修を行った住宅 に対する固定資産税・都市計画税を減免します(23区内)

減免の対象① 耐震化のための建替え

昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊し、当該家屋に代えて、平成21年1月2日から平成27年12月31日までの間に新築された住宅

耐震化のための建替えを行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 新築された家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること
- (2) 建替え前の家屋を取り壊した日の前後各1年以内に新築された住宅であること
- (3) 建替え前の家屋と新築された住宅がともに23区内にあること
- (4) 新築された日の属する年の翌年の1月1日（1月1日新築の場合は、同日）において、建替え前の家屋を取り壊した日の属する年の1月1日における所有者と同一の者が所有する住宅であること
- (5) 新築された住宅について、検査済証の交付を受けていること
- (6) 新築された年の翌々年（1月1日新築の場合は翌年）の2月末までに減免申請すること

減免される
期間・税額

新築後新たに課税される年度から3年度分について居住部分の固定資産税・都市計画税を
全額減免（減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。）

減免の対象② 耐震化のための改修

昭和57年1月1日以前からある家屋で、平成20年1月2日から平成27年12月31日までの間に建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合させるように一定の改修工事を行った住宅

一定の改修工事を行った住宅とは、上記に加え、次の要件をすべて満たす住宅です。

- (1) 耐震改修後の家屋の居住部分の割合が当該家屋の1/2以上であること
- (2) 耐震改修に要した費用の額が1戸あたり30万円以上であること
- (3) 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明を受けていること
- (4) 耐震改修工事完了後3ヶ月以内に減免申請すること

減免される
期間・税額

改修完了日の翌年度分（1月1日完了の場合はその年度分）から右表の期間について耐震減額適用後、固定資産税・都市計画税を全額減免（居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで）

改修完了日	減免期間
平成20年1月2日 ～平成21年12月31日	3年間
平成22年1月1日 ～平成24年12月31日	2年間
平成25年1月1日 ～平成27年12月31日	1年間



【減免を受けるための手続き】

①の場合には「固定資産税減免申請書」、②の場合には「固定資産税減額申告書兼減免申請書」に必要事項をご記入の上、必要書類とともに、その住宅が所在する区にある都税事務所まで申請してください。建替えと耐震改修とでは減免申請期限が異なりますのでご注意ください。詳しくは、当該住宅が所在する区にある都税事務所までお問い合わせください。

現行の耐震基準の内容や耐震基準に適合した工事であることの証明書の発行等については、
建築士もしくは各区役所の担当窓口へお問い合わせください。

繁栄分配計画でデフレからの脱却を

企業の役割はなんだろうか。様々な説があるが、筆者が共感を覚えるのは、アメリカの経営思想家ミュラータイム（故人）の「富の創造」とする考えだ。

企業が生み出す富とは、投入する経営資源（インプット）と売上（アウトプット）の差とあっていいだろう。インプットに対してアウトプットが多ければ多いほど創造される富は大きくなる。ゆえに、企業が利益を追求することが社会に対する貢献でもあるのだ。

ただし、ひたすらアウトプットを多くすればいいというものではない。問題はふたつある。ひとつは、利益を生み出す過程において、法令は遵守されない

といけないということ。いまひとつは、創造した富をどう分配するかだ。

法令遵守はいわずもがなだが、ここで問題にしたいのは、富の分配についてだ。

ただ単に決められた税金を納めればいいというわけではない。将来に備えての内部留保や開発投資も重要だが、忘れないでいただきたいのは、従業員への配分だ。バブル崩壊後二十年近く、日本企業の多くは、もがき苦しみながらも生き残り富を創造してきた。しかし、その富の分配に問題があるように思えてならないのだ。

ヘンリー・フォードと小林三の教え

この二十年、日本のサラリーマンの所得は、まったくといっていいほど増えていない。いくらデフレだといっても、これで消費が増えるわけがない。消費を促進し、日本経済をよくしたいと考えるのなら、まず、社員を豊かにするべきだと、筆者は考えている。参考になるのは、フォード創業者ヘンリー・フォードの、次の指摘だ。

「ほかの要因はさておき、我々の売上は、ある程度賃金に依存しているのだ。より高い賃金を出せば、そのお金はどこかで使われ、ほかの分野の商店主や卸売業者や製造業者、それに労働者の繁栄につながり、それがまた我々の売上に反映される。全国規模の高賃金は全国規模の繁栄をもたらす」（『アメリカン・ドリーム』の奇跡 英治出版）

ヘンリー・フォードは、これを「繁栄分配計画」と呼んだというが、企業トップのみなさんには、いまこそ、この言葉に真摯に耳を傾けていただきたいと思う。

なにもヘンリー・フォードばかりではない、日本の先達にも、社員を豊かにしたいと考えた経営者はいた。阪急・東宝グループの創業者小林一三は、昭和初期の不況の最中に、給料七十円以下の社員は生活が苦しいだろうと、会社ではいろいろ節約して、そういう人たちの給料を一割五分あげたという。

雇用所得の増大が景気をよくする

なぜ社員が豊かになれば景気

はよくなるのか。それは歴史が証明している。最近では、デフレから脱却するためには通貨の供給量を増やすべきだ、と主張する識者が多い。ところが、筆者が尊敬するエコノミストの赤羽隆夫（景気探偵・元経済企画庁長官）さんは、「マネーサプライの増加が物価上昇を起こす」との考えを否定する。

赤羽さんは、過去インフレが起きたときを仔細に調べ上げた上で、マネーサプライとインフレに相関関係はないと分析し、「雇用所得の上昇なしに物価は上昇しない」と指摘されている。

日本の不況の一つの要因に消費需要の収縮があるが、なぜ日本人はモノを買わなくなったのか。それはひとえに所得が増える見込みがないからだ。所得が増えれば、歴史が証明するように、消費は拡大し、デフレからも脱却できるのだ。

ただ、筆者がいかに力説しようとも「社員を豊かにしようと思えば、人件費が増大して業績が悪化するのではないか」と、考える人のほうが多いだろう。しかし、それは違う。社員は、自分が豊かになれると思えば、従来以上に精励し富の創造に貢献してくれるのだ。批判があるのは承知の上で、あえて提唱しておきたい。



経営ジャーナリスト

足田 文明



宮下 裕行

(みやしたひろゆき)

【著者略歴】愛知県名古屋出身。中央大学法学部卒業後、東京国税局調査部、国税広報室広報係長、資料調査課主査、同国際調査専門官、同総括主査、保土ヶ谷税務署副署長、特別国税調査官等を経て、現在、税理士。東京地方税理士会税法研究所研究員（法人税担当）
【主要著作】「新時代の法人税調査の着眼点」、「最新法人税調査の傾向と対策」、「その時どうする実務家のための法人税」（いずれも（財）大蔵財務協会）、「国税速報」、「週刊税のしるべ」（いずれも（財）大蔵財務協会）、「月刊税理」、「旬刊速報税理」（いずれもぎょうせい）等にも執筆

不正行為等 について

法人が、「その所得の金額若しくは欠損金額又は法人税の額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装すること」で、「法人税の負担を減少させ、又は減少させようとする場合」には、その「隠ぺい仮装行為に要する費用の額」

又はその「隠ぺい仮装行為により生ずる損失の額」は、損金の額には算入しない、という規定が平成十八年度の税制改正で設けられました。

国際連合腐敗防止条約

この規定は、一般に「不正行為等に係る費用等の損金不算入」規定といわれています。

確かにこれまでも、賄賂に関する費用については、租税特別措置法第61条の4に定められています。交際費等に該当するものとして取り扱われ、実質的に損金算入できないような対応が行われてきました。

そこに、国内公務員や外国公務員への賄賂の税控除等を認めなくてはならないとする「腐敗の防止に関する国際連合条約」に署名したこと等もあり、こうした費用の損金不算入を明確化する必要性も生じてきました。

それに加え、以前からそれぞれ別々の規定で損金不算入とされてきました賄賂等以外の違法支出や、附帯税、罰課金等といったものについても、租税政策や社会政策等の要請等から、そうしたものに対する損金不算入規定の整理が説かれているところ

でした。

「不正行為等に係る費用等の損金不算入」規定はそうした状況を受けて設けられました。

で、この規定の内容ですが、これをお読みの皆様方は「あまり関係ないなあ」といわれるかもしれませんが、身近な例を一つ挙げてみます。それは交通反則金です。この場合は、日本で払うものも外国で払うものも、いずれも損金不算入です。

不正行為等に係る費用等

大きく分けて五つに分類されています。

その一つ目は、法人税の負担を減少させる隠ぺい仮装行為のための費用や、隠ぺい仮装行為から生ずる損失です。

二つ目は、法人税以外の租税の負担を減少させる隠ぺい仮装行為の費用や、隠ぺい仮装行為から生ずる損失です。

三つ目は加算税等についてです。まず、①国税の延滞税、過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税、重加算税、それに印紙税法の規定による過怠税です。それと、②地方税の延滞税、過少申告加算税、不申告加算税、重加算税です。

四つ目は罰課金等です。①罰金や科料それに過料、②国民生活安定緊急措置法の課徴金や延滞金、③私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の課徴金や延滞金、④金融商品取引法の課徴金や延滞金、⑤公認会計士法の課徴金や延滞金、等がこれに該当します。

五つ目は、刑法第198条の贈賄の規定の賄賂や、不正競争防止法第18条第1項の外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止規定の金銭等です。

この法人税法第55条に定められています「不正行為等に係る費用等の損金不算入」の規定をみて、何かお感じになりませんか。「不正行為等」の範囲が、かなり広く取り扱われていると思われませんか。

それは「等」という言葉で表現されていますので、当然といえば当然のことかもしれませんが、やはり「あまり関係ない」の一言で片付けられるものでもない、そう思われますがどうでしょうか・・・。

なお、先の交通反則金は、五分のうちの四つ目の罰課金等の①の罰金や科料に該当するものとされています。

難局を 超える リーダーシップの心得

中小企業を取巻く経営環境の厳しさは長引く景気低迷を背景に、手を緩めてくれるどころか、「これでもか!」というほどに、ますます攻め続けてきます。

その実態を浮き彫りにするデータとして、70%強の会社が赤字であり、さらに、債務超過の会社が30%もあり、その殆どを中小零細が占めています。

需要や消費が低迷しているなどと言いつつ、時を過ごしていれば淘汰されかねません。

経営者はじめ全社員が、「ピンチをチャンスにする」「逆境を強さに変えていく」という強い気構えで臨み、目標実現に向かってチャレンジすることです。

そうした中で、最も重要なのは、トップや幹部社員

のリーダーシップです。

リーダーシップを論ずる際に、よく引用される名言として、山本五十六大将の言われた教えがあります。「やってみせて 言ってみせて 聞かせて させてみて ほめてやらねば 人は動かじ」という言葉です。

この後に、次のような言葉が続いていることは、あまり知られていません。

「話し合い 耳を傾け 承認し 任せてやらねば 人は育たず」、そして、「やっている 姿を感謝で見守って 信頼せねば 人は実らず」ということです。リーダーの要諦が込められています。

後段にある「話し合い 耳を傾け 承認し」は、リーダーとして先ず執るべき姿勢です。

第一線の現場で働く社員は、現場で起きていることの大事で新鮮な情報や状況を持っていきます。

リーダーが、適時適切な指示と次なる一手を打つに当たっては、真剣に社員の声に耳を傾けることは欠かせないのです。

そしてそれは、経営の意思決定には欠かせない情報でもあり、つぶさに社員の声を聞いていけば、現場で起きている変化に対応する素早い意思決定のもとに、素早い実践行動へと移せる礎ともなり、顧客からの支持を集めることへもつながるものです。

言い換えれば、経営のスピードアップに寄与するのとに他なりません。売ることがなかなか思うに任せない時代に、経営の

スピードアップのない会社にとっては、成果はもたらされません。

逆に、社員の声に耳を貸さずに、現場と不具合な指示をリーダーが与えていたのでは、苦勞を重ねている社員を腐らせてしまうばかりか、成果さえも期待できないことは強く肝に銘じて置きたいことです。

そして、現場で社員が対応した事実を受け入れ、承認し、リーダーがより成果が上がる適切な助言と、目標達成のイメージを与えてあげることで、社員のモチベーションはさらに上がり、より行動的に前向きに取り組んでいくことが期待されるのです。

まさに、ここが効果的なリーダーシップの発揮といえるでしょう。

また、「やっている 姿を感謝で見守って 信頼せねば 人は実らず」の言葉通り、リーダーにとって、そうした社員が懸命に現場で働いていくくれることへ

の感謝と慈愛の心を持つことです。

そうした姿勢は、きちんと社員には伝わるものです。社員にしても、リーダーを観る心の目を持っており、心の底から自分を見守ってくれているという安心感に成果にも表れるだけでなく、相互の信頼を増し、人間的な成長を促すものです。

そして、成果を上げ、目標を達した社員には、きちんと言葉で誉めることを忘れないで欲しいのです。

リーダーシップという、ややもすると難しく考える向きもあるかもしれませんが、企業の実学として捉えるならば、社員への心配りであったり、社員個々への目標達成へのイメージの与え方といえましょう。そして、感謝で見守る慈愛の心で接することが大事であることを、リーダーはしっかりと心に刻み、ともにこの難局を超えていきたいと思います。実践は、きつと道を拓いていくはずですよ。

私のすすめる店

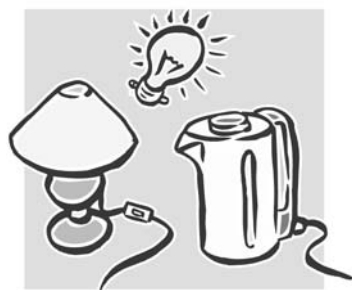
株式会社電化のササキ

■ 場所：大田区蒲田本町2-17-7
 ■ 電話：03-3737-0110
 ■ 営業時間：9:00~20:00
 ■ 定休日：日曜日



私のすすめるお店は、温泉好きの人には知られていません。出村通りの中程にあり、蒲田温泉の向側で昭和二十三年に起業。現在は二代目が継承した株式会社電化のササキです。お店は、販売から修理、低圧の工事など何でも即時対応してもらえます。特に高齢者の方や独り暮らしの方の要望にも優しく、ヒューズや電球の取り換えなども快く引き受けてもらえます。電気工事・家電のことなら何でも対応していただけますので、お困りの方は、ぜひ、ご相談してみてください。

〈土生木 慶幸 記〉



読者のひろばへ俳句

諸家競詠

香りたる新茶に目覚むる思ひあり

野口ひろし

放牧の牛とらこらに夏野かな

松川ともはる

遠出して助手席の妻サングラス

中山仙命

枇杷むくや娘いつしか夫自慢

馬場久恵

枕木の浮きし铁路や草いきれ

山本信子

羽撃きつ蟪蛄山の巡行す

阪田昭風

Desk Side

デスクサイド

現在、日本人の平均寿命は、八十年余りと、年々伸び続けている。それに伴い、高齢者が増え、私もいずれ、その仲間入りとなるに違いない。

社会の中で日々仕事に追われていると、つい自分自身を忘れ、日々進歩する機械のように早いペースで一日が過ぎて行く。

そんな日々を繰り返して行くにつれ、ぎこちなく感じられた機械や仕事にも慣れ、自らのペースを掴み始め、心にも幾らか余裕が持てるようになる。

追われることや難題を抱えることは、生きている限り免れないが、その度に、自らの難点を目(ま)

私は自分の歩幅で歩く



の当たりにし、気づかされて反省すると同時に得ることも多い。

私は、これまでの自らの人生を振り返り、もしかしたら、少し焦りすぎていた部分があったのではないかと思う。

会社の中の一人としての責任感や信頼感を積み上げて行くために努力しているが、そのルールがやがて分岐点を迎えた時に、自分自身が、疲れ果てて、立ち止まらぬように常に自分らしく、人に流されることなく、歩んで行ける新たなルールを作り上げて行きたい。

(人) それぞれ歩幅は皆十人十色である社会の中で得たものを生かしながら、私はゆつくりと着実に自分の歩幅で、これからも歩き続けて行こうと思う。

〈M・K〉

報 告



当会相談役、下田豊様が五月二十八日ご逝去されました。享年78歳。

下田相談役は、昭和五十八年五月より平成九年五月まで矢口2支部長として、平成九年五月より平成十三年五月までは副会長として大変ご尽力を頂きました。

副会長退任後は、監事、相談役として当会発展に貢献頂きました。

ここに謹んでお悔やみ申し上げますとともに心からご冥福をお祈り申し上げます。

新入会員の皆さまです

平成24年4月～5月(支部順)

◆支部名	◆法人名	◆住所	◆業種
東六郷2丁目	ラビ(株)	東六郷2-6-2	製造小売業
西糀谷3	糀谷幼稚園	西糀谷3-3-5	幼稚園
北糀谷	北糀谷幼稚園	北糀谷1-8-19	幼稚園
下丸子2	(株)マルシン企業	下丸子2-28-20	建築
管外	三伸総業(株)	目黒区鷹番3-14-4-101	販売業

法人かまた

No.441
平成24年7月1日発行

発行人/渡邊 正禮
発行/公益社団法人 蒲田法人会
〒144-0052 大田区蒲田5丁目40番1号
電話 3734-7300 FAX 3734-7399

稼働法人数 8,705社
加入法人数 3,654社
加入率 42.0%
[平成24年5月末現在]



法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな傘を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、
会員のみなさまと共に歩んでまいりました。
これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DaiDO 大同生命

東京支社 品川第一営業所/東京都品川区大崎1-6-1
(TOC大崎ビル1号棟10F) TEL 03-3490-3161

AIU 保険会社
CHARTIS
エイアイユー インシュアランスカンパニー

首都圏第一営業本部/東京都港区新橋5-11-3
(新橋住友ビル6F) TEL 03-5473-3601

“北京卵めん”

業務用中華麺・手作り風中華万頭・
餃子・春捲・シュマイ・ワンタン
の皮及び春捲 製造販売,卸.

株式会社 **菅野製麺所**
代表取締役 菅野善男

本 社 東京都大田区西蒲田6丁目29-2
〒144-0051 T E L 03-3735-1561(代)
F A X 03-3730-0599
埼玉支社 埼玉県吉川市八子新田972
瑞穂工場 東京都西多摩郡瑞穂町長岡3-1-34

法人会

消費税期限内納付

推進運動

お 願 い

法人名、代表者・住所・電話番号等の変
更がございましたら蒲田法人会事務局ま
でご連絡をお願い致します。

電話 3734-7300

郵便局の簡易保険ご利用の経営者の皆様へ

お手持ちの簡易保険の証券をご確認ください

郵便局の簡易保険を法人会の団体扱いにすれば保険料が割引になります。

保険料のお支払いは口座引き落としのため手間がかかりません。

法人会員ならではの団体割引のメリットをご案内いたします。

ぜひ、皆様のご利用をお待ちしております。

対象となる契約

1. 蒲田法人会会員であること
2. 保険契約者名が代表取締役または取締役であること
※監査役は含まれません、履歴事項全部証明書の提出が必要です
3. 保険契約が平成19年9月30日以前になされたもの

ご利用頂ければ
保険料が、4.3~5%
割引になります。

よろしくね!



お申込み、お問い合わせは

公益社団法人 蒲田法人会 事務局までご連絡ください。【担当】 久留宮・田久保

TEL. 3734-7300

蒲田法人会の儀式サービス制度

もしものときに 大きなあんしん

わすれないで!



家族で使える 全国で使える
葬儀支援サービス
 全国約500社 2500事業所
 全国の葬祭事業所ネットワークがご利用できます!

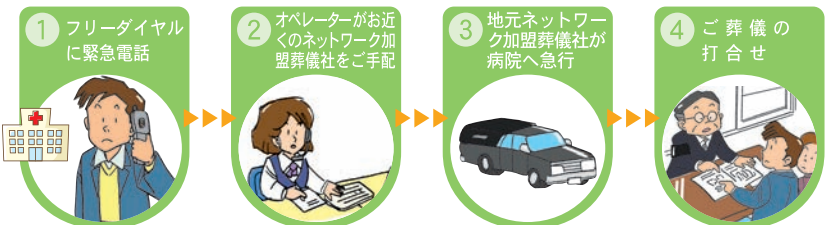
葬儀に必要な基本セットが
**無料または低廉な料金で
 ご利用になれます!**

事前問合せおよび万一の場合は
フリーダイヤル 24時間対応
 ヨニイ・シクミ
0120-421-493

適用対象者	基本セットご利用料金
● 会員企業の75歳未満の全取締役および監査役本人	無 料
● 会員企業の75歳以上の全取締役および監査役本人 ● 本人の配偶者および子女 ● 本人および配偶者の両親 ● 本人および配偶者の祖父母	24万円 (消費税込 25万2千円)

くらしの友互助会会員併用利用特典として 葬儀費用総額から5万円を差し引きます。 くらしの友互助会加入者の施行については基本セット利用無料など、儀式サービス特典が優位となる場合を除き、基本的には互助会利用を優先するものとします。

葬儀サービスの流れ



儀式サービスについてのお問合せは
社団法人 蒲田法人会 TEL.03-3734-7300
株式会社 全国儀式サービス TEL.03-3739-0755

ご提供できる基本セットの内容
 葬儀基本セット(仏式) 東京・神奈川の例

- ご祭壇
- お棺(桐上級棺)
- ご遺影(白黒)
- 寝台車(車庫から10kmまで)
- 忌中額
- 門標(式場看板)
- 枕飾り
- 会葬礼状(100枚)
- お位牌(白木)
- お清めセット
- 式場内外装飾用品(幕類)
- ご焼香用品
- ご遺体保存用品(ドライアイス一回分)
- 受付用テント(一張)、照明器具
- 放送設備(マイク・スピーカー)
- 儀式係員派遣
- 見積り係員派遣
- 諸官庁手続き

● ご利用葬儀社や地域によってご提供できる基本セットの内容は若干異なります。
 ● 斎場をご利用の場合、使用する祭壇が基本セットとは異なる場合がございます。打合せの際、葬儀社に十分ご確認ください。
 ● 祭壇やお棺のグレードアップや基本セット内容以上のものをご希望される場合は、差額をご負担いただくことで可能です。
 ● 火葬料や会葬者への接待費用、寺院関係の費用など、基本セットに含まれない費用は、別途ご負担いただきます。
 ● 神式やキリスト教式、その他の宗教につきましては、基本セットの内容が異なります。打合せの際、詳細をご相談・ご確認ください。